

総社市訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
消防本部	1 消防法（昭和23年法律第186号）第11条の5、第12条第2項及び第3項、第12条の2、第12条の3、第13条の24、第14条の2第1項から第3項まで及び第5項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の5並びに第16条の6の規定に基づく命令に関すること。 2～13 略	予防課	1～3 略 4 高圧ガス保安法第5条第2項、第10条第2項、第10条の2第2項、第14条第2項及び第4項、第17条第2項、第17条の2第1項、第19条第2項及び第4項、第20条第1項ただし書、第3項及び第4項、第20条の4、第20条の4の2第2項、第20条の7、第21条、第22条第1項第1号及び第2項、第24条の2第1項及び第2項、第24条	消防本部	1 消防法（昭和23年法律第186号）第11条の5、第12条第2項及び第3項、第12条の2、第12条の3、第13条の24、第14条の2第1項から第3項まで及び第5項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の5及び第16条の6の規定に基づく命令に関すること。 2～13 略	予防課	1～3 略 4 高圧ガス保安法第5条第2項、第10条第2項、第10条の2第2項、第14条第2項及び第4項、第17条第2項、第17条の2第1項、第19条第2項及び第4項、第20条第1項ただし書、第3項及び第4項、第20条の4、第20条の4の2第2項、第20条の7、第21条、第22条第1項第1号及び第2項、第24条の2第1項及び第2項、第24条

改 正 後		改 正 前	
<p>14 高圧ガス保安法第9条、第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の5第2項及び第3項、第20条の6第2項、第22条第3項、第24条の3第3項、第26条第2項及び第4項、第27条第2項及び第5項、第34条、第38条、第39条（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）、第50条第4項、第52条第4項、第53条、第63条第2項（一般消費者等に係るものを除く。）、第64条並びに第65条第1項の規定に基づく命令等に関すること。</p>	<p>の4第1項及び第2項、第26条第1項、第27条の2第5項（第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）及び第6項（第27条の3第3項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び第3項、第39条の11、<u>第39条の21第1項</u>、第52条第2項、第56条の2及び第61条第1項（第41条第1項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）、<u>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第12条第2項第6号、第79条第2項、第82条第3項及び第94条の7の14第1項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第77条第2項、第80条第3項及び第92条の7の14第1項並びに冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第43条第3項及び第55条の13第1項の規定に基づく届出及び報告に関すること。</u></p>	<p>14 高圧ガス保安法第9条、第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の5第2項及び第3項、第20条の6第2項、第22条第3項、第24条の3第3項、第26条第2項及び第4項、第27条第2項及び第5項、第34条、第38条、第39条（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）、第50条第4項、第52条第4項、第53条、第63条第2項（一般消費者等に係るものを除く。）、第64条及び第65条第1項の規定に基づく命令等に関すること。</p>	<p>の4第1項及び第2項、第26条第1項、第27条の2第5項（第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）、<u>第27条の2第6項</u>（第27条の3第3項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び第3項、第39条の11、第52条第2項、第56条の2、<u>第61条第1項</u>（第41条第1項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第12条第2項第6号の規定に基づく届出及び報告に関すること。</p>
<p>15 高圧ガス保安法</p>	<p>5 略 6 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用す</p>	<p>5 略 6 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用す</p>	<p>5 略 6 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用す</p>

改正後				改正前			
	<u>第39条の23の規定に基づく要求に関すること。</u> <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略 <u>19</u> 略 <u>20</u> 略 <u>21</u> 略 <u>22</u> 略		る第37条の2第2項，第37条の4第4項において準用する第37条の3第1項ただし書及び第2項，第37条の6第1項ただし書及び第3項，第38条の3，第82条第2項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第132条の規定に基づく届出及び報告に関すること。		<u>15</u> 略 <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略 <u>19</u> 略 <u>20</u> 略 <u>21</u> 略		る第37条の2第2項，第37条の4第4項において準用する第37条の3第1項ただし書及び第2項，第37条の6第1項ただし書及び第3項，第38条の3，第82条第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第132条の規定に基づく届出及び報告に関すること。
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は，令和6年11月1日から施行する。